

実務経験の証明者の方は、受検申込者の実務経験の内容、期間、年数の計算、他の種目・種別との重複が無い等、**B** 票裏面にある『実務経験証明にあたってのチェックリスト』により記載内容を確認してください。実務経験証明書が適正な内容であることを確認し、証明を行ってください。

証明者の方は、**B** 票の証明者欄に

- ・会社または事業所名
- ・所在地
- ・役職名
- ・氏名

を記載してください。

試験実施機関および国土交通省は、実務経験証明書に記載されている内容については、受検申請者の勤務先代表者によって、事実と相違なきことが証明されたものとして取り扱います。

また、実務経験証明書の内容について疑義が生じた場合は、試験実施機関または国土交通省から証明者(またはその代理たる立場の方)に対して内容を照会させていただく場合があります。

#### 注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なっていることが判明した場合は、受検申請者に対して、建設業法の規定に基づく合格取り消しや一定期間の受検禁止などの処分が行われることがあります。

また、事実と異なる実務経験の証明を行ったり、本来は受検資格を満たしていない合格者を技術者として配置した場合等は、会社に対して、建設業法の規定に基づく処分が行われることがあります。証明者の方は、実務経験証明書の内容について慎重に確認を行ってください。

## ②証明者について

- 注 1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 注 2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

### ・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長等)も認められます。派遣会社に所属されている方は派遣元、出向中の方は出向元からの証明が必要です。

### ・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

### ・受検申込者自身が代表者(経営者)である場合(以下に記載の確認書類の提出が必要です。)

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者との関係欄には、「本人」と記入してください。受検申込者自身が代表者であることの確認資料として、会社の名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)のコピー、または「確定申告書B」(屋号または事業収入の確認ができる書類)のコピーを添付してください。

#### ※証明印の押印について

令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

## 5. 夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)または通信制の学校の卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部)または通信制の学校在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

## 6. 再受検申込について

再受検申込の対象となる方は、提出書類の一部省略が可能です。省略できる書類は、住民票、卒業証明書、資格証明書、実務経験証明書( **B** 票)等です。

再受検申込できる方はインターネットでの申込手続きが便利です。  
[www.fcip-shiken.jp](http://www.fcip-shiken.jp)

再受検申込者は、書面申込とインターネット申込ができます。どちらか一方で申込手続きしてください。

### (1) 再受検申込の対象

平成15年度以降に2級建築施工管理技術検定へ新規の受検申込実績がある方が、同じ受検種別(建築・躯体・仕上げ)の同じ検定区分(第二次検定のみ)への受検申込の際に提出書類の一部省略が可能となります。

なお、次に挙げる申込実績は対象外となります。

- ・ 1級建築施工管理技術検定への申込実績
- ・ 他の種目(土木、電気工事、管工事、造園、電気通信、建設機械)への申込実績
- ・ 過去の受検実績が今回申込を行う受検種別および検定区分と一致しない場合
- ・ 平成15年度において前年度学科合格者の資格で実地試験の申込実績
- ・ 受検申込後に辞退届を提出した場合
- ・ 建設業法施行令の規定に基づき、受検禁止の措置を受けた場合(受検禁止期間満了後の初めての申込は新規受検申込となります)

本来は再受検申込をできない方が、提出書類の一部省略を行った場合、受検資格を認定できず申込が無効となりますのでご注意ください。

### (2) 再受検申込者の提出書類

受検申請書( <b>A</b> 票)	記入例P23～24を参照して作成してください。 裏面も忘れずに記入してください。
写真	P16,8 (1)「証明写真」を確認し記入例P23～24を参照のうえ <b>A</b> 票に証明写真(パスポート用)を貼付してください。 ※提出された証明写真は、受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。
実務経験証明書( <b>B</b> 票)	記入は不要です。
振替払込受付証明書	同封の払込用紙で受検手数料を払込み、振替払込受付証明書(お客さま用)を貼付欄に全面のりづけしてください。
平成15年度以降の受検票または不合格通知	今回申込する同一検定・同一種別の受検票または不合格通知を受検票等貼付欄に、氏名・受検番号・年度がわかるよう全面のりづけしてください。

※前回受検時以降に氏名を変更した方は、上記書類の他に戸籍抄本を提出してください。

(変更届提出済みの場合は必要ありません。)

**注1** 平成27年度以前の学科試験のみ受験合格者のうち進学によって学科試験合格の有効期限が延長された場合、その延長期間に入って1回目の申込は(前の年に第一次検定免除での受検実績があっても)再受検扱いにはなりません。またその場合、インターネット申込はできません。

**注2** 平成15年度以降の「受検票」または「不合格通知」を紛失した場合  
 受検申請書裏面の「受検証明書の発行を希望します」に○印を付し、発行手数料(切手300円分)を同封して受検申込締切日までに受検申込してください。(インターネット申込の場合は、受検証明書の申請が不要です。)

※「受検証明書」発行申請書と切手300円分はクリップ等でとめてください。